

『宮古市プレミアム商品券2024』第2期販売！

「宮古市プレミアム商品券2024」の第2期販売が始まります。ぜひ、この機会にお買い求めの上、市内でお得な買い物や食事を楽しみましょう。

■商品券の内容

1枚500円の商品券10枚

【中小商店・大型店共通券(ピンク色)】5枚(右図①)

【中小商店等専用券(黄緑色)】5枚(右図②)

合計5千円分1セットを4千円で販売

※25% (千円分) のプレミアムが付いています

■販売期間 5月12日(日)～31日(金)

■購入方法

購入申込書は不要です。1回あたりの購入上限セット数は、5セットです。商品券の買い占めはご遠慮ください。

※販売は、売り切れ次第終了します

■利用可能期限 8月31日(土)

■販売所

市内各郵便局(簡易郵便局を除く)、さとう靴

店、リラパークこなり、小成園末広町店、中屋米穀店、健康堂薬局本店、シートピアなあと、市職員生協、宮古商工会議所本所および田老・新里・川井の各支所(販売所の営業時間は、各ホームページをご確認ください)

■参加店 のぼりやポスターが掲示されているお店で利用できます。詳しくは市ホームページ(右記QRコード)、または商品券購入時にお渡しするチラシをご確認ください

■問い合わせ 宮古商工会議所(☎62-3233)



電動生ごみ処理機への補助を拡充！

市では、ごみの減量化を推進するため、家庭用の電動生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器(コンポストなど)の購入費の一部を補助しています。

■対象 市内に住所がある人

■補助上限額(電動生ごみ処理機)を変更

3万円⇒5万円

■その他 コンポストによる肥料化は環境に配慮した生ごみ処理方法ですが、臭いでクマなどの野生動物をおびき寄せてしまうため注意が必要です。コンポスト購入の際は、設置場所など適切な管理をお願いします。

※詳しくは、市ホームページ(右記QRコード)をご確認ください



■問い合わせ 市生活課生活安全係(☎68-9109)

■補助内容

種類	補助率	上限額
EMサポート	2分の1	3万円
コンポスト		
手動生ごみ処理機		
電動生ごみ処理機		5万円

令和6年4月台湾地震災害義援金を募集

市では、4月3日に発生した台湾地震で被災した人々を支援するため、次のとおり義援金を募っています。集まった義援金は、甚大な被害を受けた被災地にお届けします。

皆さんのご協力をお願いします。

■受付期限 6月28日(金)

■受付場所 下記の場所に募金箱を設置

▷市役所本庁舎1階総合窓口課

▷田老・新里・川井の各総合事務所

▷各出張所

■問い合わせ 市生活課被災者支援室(☎68-9136)



市役所では、市総合窓口課の発券機横に設置しています

住宅改修などへの補助メニューが充実！

市建築住宅課では「住宅の省エネ化」「木造住宅の耐震化」「危険ブロック塀などの撤去」「危険住宅の移転」を支援します。

詳しくは、下記問い合わせ先にご連絡ください。

①省エネ改修などの費用を補助

■対象要件 専用住宅、併用住宅（住宅部分の面積が2分の1以上）

■予定数／補助額

【診断】10件／経費の3分の2（上限15万円）

【改修】5件／経費の10分の4（上限30万円）または10分の8（上限70万円）

※適合基準に応じて変わります

■申込期限 11月29日(金)

②ブロック塀などの撤去費用を補助

危険なブロック塀などの撤去にかかる費用を補助します。

■対象 避難路や公道に面しているなどの要件を満たすブロック塀

■予定数 10件

■補助額 工事費（長さ1㍍あたり8万円以下）の3分の2（上限20万円）

■申込期限 12月27日(金)

③木造住宅の耐震診断を実施

岩手県知事認定の耐震診断士が診断します。

■対象 昭和56年5月31日以前に建てられたことなどの要件を満たす木造の住宅

■予定数 10件

■申込者の負担額 3,142円（費用の1割）

■申込期限 12月27日(金)

④木造住宅の耐震改修費用を補助

耐震基準未滿の木造住宅改修費用を補助します。

■対象 昭和56年5月31日以前に建てられたことなどの要件を満たす木造の住宅

■予定数 2件

■補助額 工事費の5分の4（上限100万円）

■申込期限 11月29日(金)

⑤危険住宅の移転費用を補助

がけ地崩壊などのおそれがある区域内の住宅（危険住宅）の移転費用を補助します。今年度から、除却費の補助額が拡充となります。

■対象 次の①～⑥全てに該当する人

①危険住宅が次のいずれかの区域内にある人

▷がけ地近接による建築制限範囲内

▷土砂災害特別警戒区域内

▷津波災害危険区域内

▷急傾斜地崩壊危険区域内

②危険住宅に居住している人

※空き家の撤去は対象となりません

③危険住宅に居住していた世帯全員が区域外の安全な場所に移転する人

④危険住宅を解体・撤去する人

⑤住宅の建築（購入）、土地の購入および危険住宅の除却などの契約に未着手の人

⑥危険住宅に代わる住宅を新たに建築する際、原

則として省エネ基準に適合する住宅を建てる人

■補助額 【危険住宅の除却費】建物の延べ面積×単価（木造3万2千円、非木造4万6千円）

※単価は毎年度改訂されます

【動産移転費など】限度額97万5千円

【建物助成費】住宅の建築または購入の資金を金融機関などから借り入れた場合の利子相当額

▷限度額421万円（建物325万円、土地96万円）

※年利率8.5%を限度。特殊地域は加算あり

■注意事項

▷申請が多い場合は、希望する年度内に補助を受けられない可能性があります

▷補助金の交付決定後に、住宅の建築（購入）、土地の購入および住宅の除却などの契約（仮契約を含む）を行う人が対象です

▷補助対象となるか確認しますので、申請前に市建築住宅課へ事前相談してください

■問い合わせ 【①～④】市建築住宅課建築指導室（市役所3階、☎68-9129）

【⑤】市建築住宅課公営住宅係（市役所3階、☎68-9107）